

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

杉並区桃井四丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査(街区境界調査)を行い地図及び簿冊を作成したので、同法 21 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和 8 年 9 月 1 日

杉並区長 岸本 聡子

記

1. 地図及び簿冊の名称
街区境界調査図案及び街区境界調査簿案
2. 閲覧期間
令和 8 年 9 月 2 日から令和 8 年 9 月 24 日まで（ただし、閉庁日を除く。）
3. 閲覧場所
杉並区阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号 杉並区役所 西棟 4 階
杉並区都市整備部土木管理課 道路台帳係窓口
4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合には、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。